

市第64号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 2 年12月 4 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年 3 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 <table border="1"><tr><td>3,000 円</td></tr></table> 」	3,000 円	を	「 <table border="1"><tr><td>3,100 円</td></tr></table> 」	3,100 円	に、						
3,000 円											
3,100 円											
「 <table border="1"><tr><td>6,300 円</td></tr><tr><td>2,700 円</td></tr></table> 」	6,300 円	2,700 円	を	「 <table border="1"><tr><td>6,400 円</td></tr><tr><td>2,800 円</td></tr></table> 」	6,400 円	2,800 円	に、				
6,300 円											
2,700 円											
6,400 円											
2,800 円											
「 <table border="1"><tr><td>6,000 円</td></tr><tr><td>270 円</td></tr><tr><td>27 円</td></tr><tr><td>16 円</td></tr></table> 」	6,000 円	270 円	27 円	16 円	を	「 <table border="1"><tr><td>6,100 円</td></tr><tr><td>280 円</td></tr><tr><td>28 円</td></tr><tr><td>17 円</td></tr></table> 」	6,100 円	280 円	28 円	17 円	に、
6,000 円											
270 円											
27 円											
16 円											
6,100 円											
280 円											
28 円											
17 円											
「 <table border="1"><tr><td>1,600 円</td></tr><tr><td>5,400 円</td></tr></table> 」	1,600 円	5,400 円	を	「 <table border="1"><tr><td>1,700 円</td></tr><tr><td>5,500 円</td></tr></table> 」	1,700 円	5,500 円	に、				
1,600 円											
5,400 円											
1,700 円											
5,500 円											

12,000 円	を	14,000 円	に、
5,400 円		5,500 円	
110 円		120 円	
160 円		170 円	
240 円		250 円	

490 円	を	500 円	に、
650 円		660 円	
1,100 円		1,200 円	
1,600 円		1,700 円	

5,400 円	を	5,500 円	に、
---------	---	---------	----

5,800 円	を	6,800 円	に、
3,500 円		4,100 円	
5,400 円		5,500 円	
120 円		140 円	
1,200 円		1,400 円	
1,200 円		1,400 円	
12,000 円		14,000 円	

120 円	140 円
1,200 円	1,400 円
120 円	140 円

1,200 円
12,000 円
5,800 円
5,400 円
Aに 0.034 を 乗じて得た額
1,200 円
540 円
Aに 0.013 を 乗じて得た額
Aに 0.024 を 乗じて得た額

を

1,400 円
14,000 円
6,800 円
5,500 円
Aに 0.033 を 乗じて得た額
1,400 円
550 円
Aに 0.011 を 乗じて得た額
Aに 0.023 を 乗じて得た額

に、

」

」

Aに 0.034 を 乗じて得た額
Aに 0.013 を 乗じて得た額
Aに 0.009 を 乗じて得た額
Aに 0.024 を 乗じて得た額
Aに 0.009 を 乗じて得た額
Aに 0.013 を 乗じて得た額
Aに 0.024 を 乗じて得た額
Aに 0.034 を 乗じて得た額

を

Aに 0.033 を 乗じて得た額
Aに 0.011 を 乗じて得た額
Aに 0.008 を 乗じて得た額
Aに 0.023 を 乗じて得た額
Aに 0.008 を 乗じて得た額
Aに 0.011 を 乗じて得た額
Aに 0.023 を 乗じて得た額
Aに 0.033 を 乗じて得た額

に改める。

Aに0.034を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額
Aに0.013を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.024を 乗じて得た額	Aに0.023を 乗じて得た額
Aに0.034を 乗じて得た額	Aに0.033を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市道路占用料条例別表の規定による占用料を納付している者の占用料については、当該納付した占用料に係る占用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市道路占用料条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

道路占用料を改定するため、横浜市道路占用料条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市道路占用料条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 別表（第 4 条）

占 用 物 件	单 位	占 用 料
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	第 一 種 電 柱	<u>3,100円</u> 3,000円
	( 省 略 )	(省 略)
	第 三 種 電 柱	<u>6,400円</u> 6,300円
	第 一 種 電 話 柱	1 本につき 1 年 <u>2,800円</u> 2,700円
	( 省 略 )	(省 略)
	第 三 種 電 話 柱	<u>6,100円</u> 6,000円
	そ の 他 の 柱 類	<u>280円</u> 270円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年 <u>28円</u> 27円
	地下に設ける電線その他の線類	<u>17円</u> 16円
	( 省 略 )	
	地 下 に 設 け る 変 圧 器	占用面積1平方メ ートルにつき1年 <u>1,700円</u> 1,600円
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1 個につき 1 年 <u>5,500円</u> 5,400円
( 省 略 )	(省 略)	

	広 告 塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>14,000円</u> 12,000円
	そ の 他 の も の	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>5,500円</u> 5,400円
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに つき1年	<u>120円</u> 110円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		<u>170円</u> 160円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		<u>250円</u> 240円
	( 省 略 )		(省 略)
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの		<u>500円</u> 490円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未 満のもの		<u>660円</u> 650円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未 満のもの		<u>1,200円</u> 1,100円
	外径が0.7メートル以上1メートル未 満のもの		<u>1,700円</u> 1,600円
	( 省 略 )		(省 略)
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			<u>5,500円</u> 5,400円
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	( 省 略 )	占用面積1平方メ ートルにつき1年	(省 略)
	上 空 に 設 け る 通 路		<u>6,800円</u> 5,800円
	地 下 に 設 け る 通 路		<u>4,100円</u> 3,500円
	そ の 他 の も の		<u>5,500円</u> 5,400円
法第32条第1項 第6号に掲げる	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時 的に設けるもの	占用面積1平方メ ートルにつき1日	<u>140円</u> 120円

施設	そ の 他 の も の		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	$\frac{1,400\text{円}}{1,200\text{円}}$	
令第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	$\frac{1,400\text{円}}{1,200\text{円}}$	
		そ の 他 の も の	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	$\frac{14,000\text{円}}{12,000\text{円}}$	
	( 省 略 )				
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日		$\frac{140\text{円}}{120\text{円}}$
		そ の 他 の も の	1 本につき 1 月		$\frac{1,400\text{円}}{1,200\text{円}}$
	幕 (令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 日		$\frac{140\text{円}}{120\text{円}}$
		そ の 他 の も の	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月		$\frac{1,400\text{円}}{1,200\text{円}}$
	ア ー チ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月		$\frac{14,000\text{円}}{12,000\text{円}}$
		そ の 他 の も の			$\frac{6,800\text{円}}{5,800\text{円}}$
	令第 7 条第 2 号に掲げる工作物				$\frac{5,500\text{円}}{5,400\text{円}}$
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に $\frac{0.033}{0.034}$ を乗じて得た額	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	$\frac{1,400\text{円}}{1,200\text{円}}$	

令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設		一トルにつき 1 月	$\frac{550}{540}$ 円
令第 7 条第 8 号 に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに $\frac{0.011}{0.013}$ を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに $\frac{0.023}{0.024}$ を 乗じて得た額
	( 省 略 )		( 省 略 )
	その他のもの		Aに $\frac{0.033}{0.034}$ を 乗じて得た額
令第 7 条第 9 号 に掲げる施設	建 築 物		Aに $\frac{0.011}{0.013}$ を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに $\frac{0.008}{0.009}$ を 乗じて得た額
令第 7 条第 10 号 に掲げる施設及 び自動車駐車場	建 築 物		Aに $\frac{0.023}{0.024}$ を 乗じて得た額
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	Aに $\frac{0.008}{0.009}$ を 乗じて得た額



令第 7 条第 11 号 に掲げる応急仮 設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下 に設けるもの	Aに $\frac{0.011}{0.013}$ を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の	Aに $\frac{0.023}{0.024}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の	Aに $\frac{0.033}{0.034}$ を 乗じて得た額
令 第 7 条 第 1 2 号 に 掲 げ る 器 具		Aに $\frac{0.033}{0.034}$ を 乗じて得た額
令第 7 条第 13 号 に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高 架のものに限る。）の路面下に設ける もの	Aに $\frac{0.011}{0.013}$ を 乗じて得た額
	上 空 に 設 け る も の	Aに $\frac{0.023}{0.024}$ を 乗じて得た額
	そ の 他 の も の	Aに $\frac{0.033}{0.034}$ を 乗じて得た額

(備考省略)

